元町まちづくり協議会

元町公式ルールブック/ Motomachi Official Rule Book ver.4

令和4年(2022) 3月発行

元町まちづくり協議会 http://www.motomachi.or.jp/

「自治会協定(住む人のルール)」についてのお問い合せ

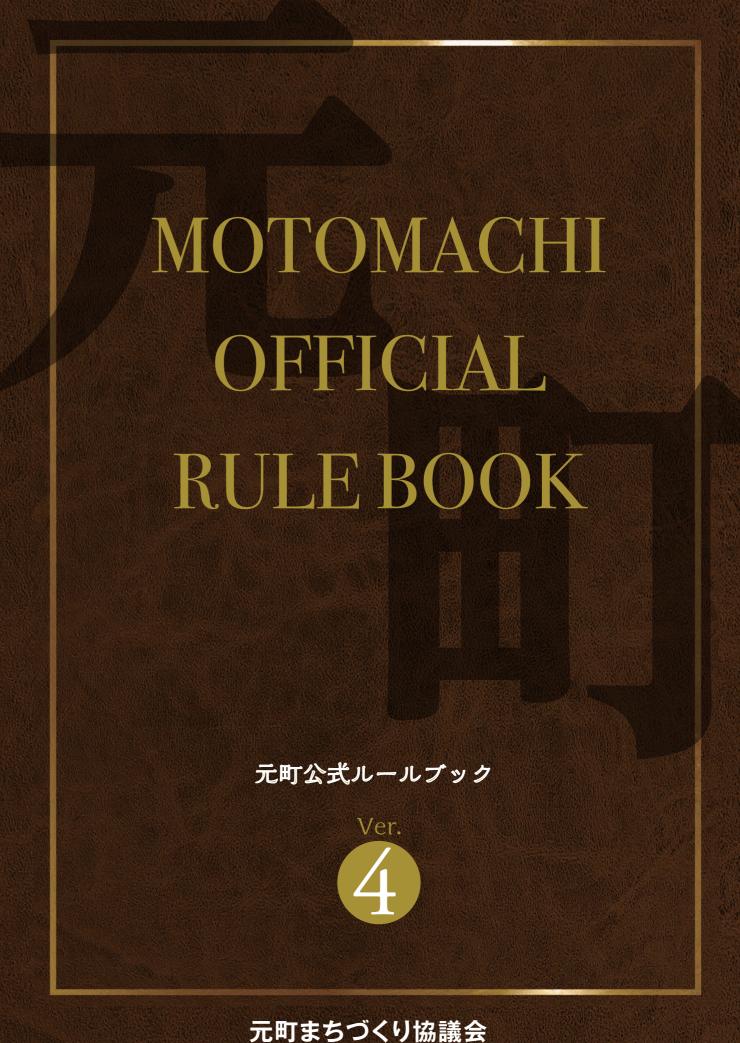
● 元町自治運営会 中区元町 5-208 / TEL: 045-681-8087 / FAX: 045-681-8091

「元町通り協定(商う人のルール)」についてのお問い合せ

●協同組合元町エスエス会 中区元町1-14 / TEL:045-641-1557 / FAX:045-664-9473

「元町仲通り協定(商う人のルール)」についてのお問い合せ

● 商店街振興組合 元町クラフトマンシップ・ストリート 中区元町 3-132 HS ビル 204号 / TEL: 045-663-1413 / FAX: 045-663-1416



元町公式ルールブック発行の目的

元町には、「横浜元町まちづくり憲章」に基づいた、 住む人・商う人それぞれが守るべきまちのルール(協定・地区計画等)があります。 本書は、これらのルールを詳しく紹介し、その内容をご理解いただくことで、 先人達が培ってきたまちづくりの考え方とその想いを受け継ぎ、 元町のより一層の発展を目指すことを目的に発行しています。





横浜元町まちづくり憲章

まちづくりの考え方

横浜開港以来、元町地区は多くの異文化を吸収しつつ、誇りある歴史を 刻んできました。これまでに培われたこの恵まれた環境を大切な財産と認識 して、住むことと、商うことの共生を理念とした新しいまちづくりを進めます。 地元の人々にとって、安全で快適なまちであるとともに、このまちに集う人々 にも夢と安らぎを与えられる魅力的なまち並みをつくり続けて行きます。

おづくりの基本理念

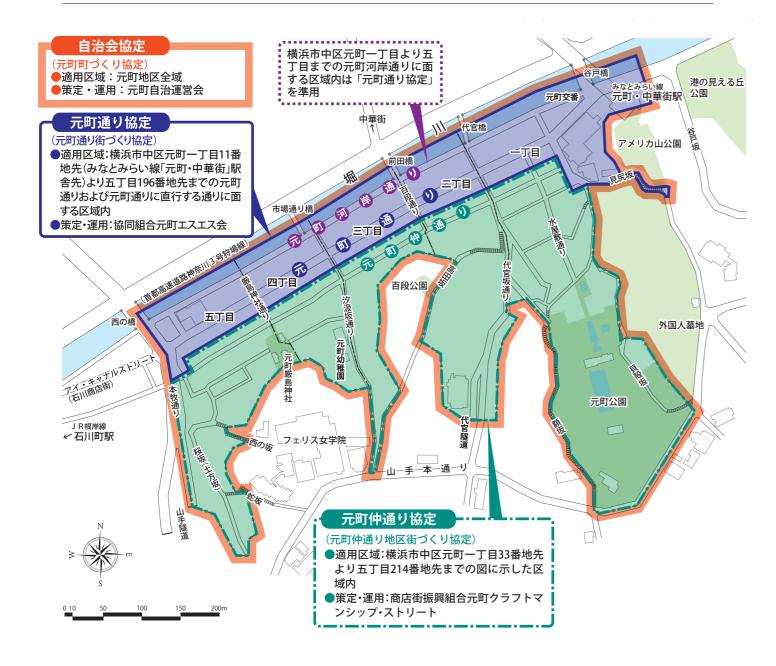
- 1. 歴史と文化を活かしたまちづくり 私たちは、先人達の熱意と努力によって築き上げられてきた歴史と文化を守り育てながら、これらを活かしたまち並みを創って行きます。
- 2. 品格あるまちづくり 私たちは、先人達の熱意と努力によって築き上げられてきた歴史と文化を守り育てながら、これらを活かしたまち並みを創って行きます。
- 3. 次世代を見据えたまちづくり 私たちは、これまでの元町の伝統を尊重するとともに、まちの成長と発展に 向けた新たな試みを取り入れ、次世代の人々に受け継がれてゆくまちづくり を心がけます。





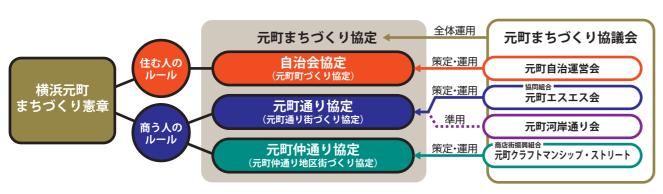


元町まちづくり協定の適用区域



3つの協定と4つの組織

元町には、3つの協定とこれを運用する4つの組織があり、関係する組織間で協議・調整を行う「元町まちづくり協議会」を構 成しています。



協定に基づく届出の仕組み

♠ 各協定の適用区域内において、次に掲げる行為を行う場合、協定を担当する各組織に対して、指定様式による「届出」を行っ てください。地区計画における認定や建築確認申請等の行政手続きが必要な行為の場合は、それらの手続きを開始する30 日以上前に届出を行ってください。それ以外の行為については、工事等を実施する30日以上前に届出を行ってください。 ※P.23・24 「届出・事前協議手続きの流れ」もご参照ください。

届出が必要な行為及び様式

アコ	土地区画形質の変更(敷地に土を入れる等の造成工事 など)	1・6・7 号様式
1	建築物等の建設(建物の新築・増改築をする、建物の位置を動かす など)	1・6・7 号様式
7	工作物の設置(道路占用物件を設置する、塀、フェンス等を設ける、自動販売機を設置する、 電柱を設置する など)	3・6・7 号様式
	建築物等の用途の変更(事務所から飲食店へ、車庫から物販店へ など)	1・6・7 号様式
才耳	建築物等の形態又は意匠の変更(外壁の変更、屋根の葺き替え、屋外広告物の設置または 取り替え など) ※行政手続きを伴う場合、1 号様式も提出してください。	1・3・6・7 号様式
カ	屋外広告物等の設置または取り替え	2・6・7 号様式
+ j	直路または民地歩道の掘削(舗装の掘削、掘り返し、地下埋設物の設置または撤去 など)	3・6・7 号様式
ク角	解体工事、内装工事、道路または民地歩道を利用して行う各種工事	3・6・7 号様式
17	置き看板を置きたい、店頭販売を行いたい(元町通りのみ) ※民地歩道での設置に限ります。	4・7号様式
コ	共同住宅で「分譲マンション」を計画している	8号様式

様式の種類

1号様式 建築計画等届出書

2号様式 屋外広告物等設置計画届出書

3号様式 その他計画届出書

4号様式 民地歩道使用届出書

6号様式 工事等に伴う誓約書

7号様式 元町まちづくり協定に対する誓約書

8号様式 分譲マンション管理計画書



⚠ 協定に記載のある、または関連する以下の法令についてもご確認をお願いします。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営法)/道路法/道路交通法/屋外広告物法/横浜市 屋外広告物条例/横浜市福祉のまちづくり条例/横浜市自転車等の放置防止に関する条例/横浜市生活環境の保全 等に関する条例(騒音規制基準等)

- 各組織のまちづくりを担当する部署は、届出者の出席を確定した上で「事前協議会」を招集します。届出のあった行為の 敷地・用途等が複数の協定にまたがる内容である場合は、全組織が参加する「元町まちづくり協議会」を召集するととも に、行政及び関連機関や専門家も交えた協議、調整を行います。建築物の建設の後に間をおいてテナントによる屋外広 告物の設置等を行う場合は、再度、事前協議会を開催して審議します。
- 4 事前協議会における審議で、届出の内容について了承が得られた場合は「承諾書(5号様式)」を発行します。

元町まちづくり協定は、「横浜市地域まちづくり推進条例」に基づく「地域まちづくりルール」の認定 を受けています。これにより、協定を運用する各組織だけでなく、行政による助言・指導・勧告等が 可能となり、官民協働によるまちづくりを推進しています。



自治会協定(元町町づくり協定)

策定·運用 元町自治運営会

町づくりの理念

第1 町づくりの考え方

元町は、北を運河に接し、南に緑豊かな丘をひかえ、東に海を望む美しい町であり、横浜開港以来、西洋文化を進取し、近代日本の商業をリードしてきた誇りある歴史を持つ町です。

先人達が築いてきた歴史と文化、豊かな環境を守りつつ、 人々がふれあう、開かれた魅力ある生活空間として元町を継 続発展させて行きます。

住むことと商うことが、誇りと良識を持つ人々によって共生する町、いつまでも安心して暮らしていける明るく、豊かで、安全な地域社会を創り、次世代へと受け継いで行くことを目指します。

第2 町づくりの基本方針

- 1 歴史・文化と地理的な条件を生かし、魅力ある町づくりを 推進します。
- 2 住む人と商う人が共生する地域社会を目指します。
- 3 人々が住み続けることのできる、安心で安全な居住環境の維持に努めます。

第3 町づくりの推進組織

- 1 本協定を管轄する「元町自治運営会」は、町づくりの推進 と地区計画および本協定の適正な運用をはかるため、「町 づくり委員会」を設置し、次に掲げる事項について関係者の 意見を集約し、決定・実行するとともに、必要に応じて公共 団体等関係団体、機関と連絡調整を行ないます。
- ア本協定の内容および適用範囲に関すること。
- イ 建物の新築・増改築および改修・改装に伴う事前協議 に関すること。
- ウ 道路等についての改修などの整備、維持管理に関すること。
- エ その他、本協定区域内の町づくりに関し、必要と認める事項に関すること。
- 2 「町づくり委員会」は、各丁目より元町自治運営会の会員 3名以内と元町自治運営会会長を含めた11名以内で構成し、内6名以上は地域住民または地権者とします。委員は 会長によって任命され、委員長は任命された委員からの互 選とします。
- 3 「町づくり委員会」は必要に応じて、元町地区内関係者、 公共団体等関係団体・機関および学識経験者、専門家等 の出席を要請し、その意見を聞くことができます。
- 4 元町の各組織間に関係する協議事項が生じた場合、「町づくり委員会」は「元町まちづくり協議会」の召集を要請することができます。
- 5 本協定に定めるもののほか、本協定の運用および組織について必要な事項は別途定めることとします。

第4 町づくりの運営

- 1 「町づくり委員会」は、協定の円滑な運営に努めるととも に、本協定を広く周知徹底し、多方面の人々の意見や町の 声を反映させるよう柔軟な対応をすることとします。
- 2 本協定の改定は、「町づくり委員会」で改定案をまとめ、 元町自治運営会の総会で決議することとします。
- 3 町づくりを推進するために、適用区域内の住民、事業者は すべて元町自治運営会に加入してください。

第5 適用区域および対象

- 1 本協定は、中区元町全域に適用されます。
- 2 本協定は、適用区域内における住民、事業者および土地、建物等の所有者を対象とします。
- 3 本協定の適用区域内において、住宅に供する建物の新築・増改築および改修・改装等を行なう場合は、元町自治運営会に届出を行った上、「町づくり委員会」の事前協議等を受けることとします。協議が必要な事項や手続きの詳細については別途定めます。

町づくり協定(本文)

元町の魅力的な景観を維持し、 住み続けることができるように(建築・景観等)

第1 建物の用途について

[主旨・総則]

元町のそれぞれの通りや場所に応じた住まいとし、騒音 の発生や風紀を乱すなど、周辺の迷惑となるような用途は 禁止します。

1-1) 共同住宅等

- 1-1-1) 共同住宅等で、居住および事務所用途以外の、特に周辺の風紀を乱すような用途は禁止します。
- 1-1-2) 共同住宅等には、集合ポストを設置し、ゴミ収集場 所を確保してください。

1-2) 駐車場•駐輪場

居住用の立体駐車場は2層までとします。共同住宅等で大型の駐車場を確保する場合には、周辺への日照、騒音、交通環境等に配慮し、近隣住民との合意形成を図ってください。

1-3) その他

- 1-3-1) 地域住民や事業者等に威圧感を与えたり、危害を加える恐れがある施設は禁止します。
- 1-3-2) 本協定に定めのない事項は、「町づくり委員会」と協議し、必要な措置をとることとします。

第2 建物の形態・意匠について

2-1) 建物のデザイン・色彩

外壁、屋根のデザイン・色彩は、刺激的な形状や原色の多用を避け、周辺との調和を図ってください。特に住宅の1階部分は、それぞれの通りにふさわしいデザインとなるように配慮してください。

2-2) 垣、フェンス等

地震等の災害に備え、町並みの安全性を高めるために、道

路沿いにはブロック塀や石垣の設置は避け、生け垣または植栽を施したものとしてください。

2-3) 照明灯の設置

防犯に配慮して、歩行者が夜間でも安心して通行できるよう に、門灯、玄関灯、軒下照明などを設置し、日没から日の出まで は連続して点灯してください。

2-4) 無線・テレビアンテナ等の設置

著しく景観を阻害するようなアンテナ等の設置は控えてください。

第3 屋外広告物等について

周辺との調和を乱すような屋外広告物等の設置は禁止します。また、住宅の屋根・屋上等への屋外広告物等の設置は禁止します。

第4 緑化について

屋上や敷地内の緑化に努めるとともに、バルコニー・玄関な ど通りに面したところは花で飾り、道行く人々に心の安らぎを与 えましょう。

第5 自動販売機について

自動販売機の設置は可能な限り避け、設置する場合は騒音やゴミの散乱に配慮してください。

住まい方のルールを守って、安全で心地よく (ゴミ・騒音等)

第6 町づくりの推進について

- **6-1)** 町づくりを推進するために、適用区域内の住民、事業者はもちろんのこと、地権者・建物所有者なども元町自治運営会へ加入し、町づくりへの協力をお願いします。
- **6-2)** 賃貸物件所有者は、その賃貸物件使用者に対して、元 町自治運営会に加入することを賃貸契約上に明記し、会費 等の徴収と支払業務を代行するか、管理会社にその業務を 依頼してください。
- 6-3) 分譲集合住宅を建築する場合、その販売時点で物件 購入者に対して元町自治運営会に加入することを建物売買 契約上に明記してください。また、建物完成後の管理計画を 事前協議の際に提出してください。

第7 ゴミの処理について

- **7-1)** 家庭ゴミは、収集日の指定時間までに、指定された収集場所に出してください。
- **7-2)** ゴミ出しは横浜市で定めたルールを守り、減量化、発生抑制、分別・リサイクル等による省資源化に協力願います。
- 7-3) ゴミ収集場所への前日からのゴミ出しは禁止します。
- **7-4**) ゴミ収集場所は、利用者が協力し合って、散乱防止、清潔美化に努めましょう。

第8 街路及び建物の美化について

- **8-1)** 自宅前の歩車道の清掃は、お互いに近隣と協力し合って毎日行ないましょう。
- 8-2) 敷地内および周辺の花木は、いつもきれいに手入れ

しましょう。

8-3) 落書きは放置せず、消し取るなど速やかな対応を心がけましょう。

第9 ペットの飼育について

[主旨・総則]

ペットは近隣の迷惑にならないよう、節度を持って飼育しましょう。猛獣、爬虫類など、人に危害を与える可能性の高い動物の飼育は禁止します。

9-1) 猫の飼育・野良猫の世話

- 9-1-1) 残った餌は早めに始末して放置しないでください。
- 9-1-2) 排泄物などの清掃を行ない、地域の衛生面に留意してください。
- 9-1-3) 出来るだけ避妊手術を施し、野良猫を殖やさないように心がけましょう。

9-2) 犬の飼育

- 9-2-1) 放し飼いにはしないでください。
- 9-2-2) 散歩中はリードを付け、排泄物は必ず持ち帰ってください。

第10 騒音への配慮について

大音量での楽器演奏や音楽鑑賞、自動車やオートバイなど の空ぶかし、花火・爆竹の使用など騒音の原因となるような行 為は禁止します。

第11 寝具や洗濯物などへの配慮について

寝具や洗濯物を干す場合は、通りから見えないように工夫するなど、景観に配慮してください。

第12 空地・空きビル等について

空地・空きビル等になった場合は、雑草地とならないように してください。また、治安上や美観の観点からも問題が起きな いよう、所有者は適切な維持管理をしてください。

第13 防災について

地震・火災等の緊急時は、ヨコハマ元町震災協議会の防災 マニュアルに従ってください。

附目

本協定は、平成16年1月1日より施行されました。 平成21年5月30日、一部改定。

平成27年3月4日、一部改定。

元町通り

協定

街づくりの理念

第1 街づくりの考え方

元町通りは、横浜開港以来の歴史あるショッピングストリートとして発展し、1950年代には全国に先駆けて壁面線後退による歩行者空間を創出して以来、街の歴史的価値を高め、そのホスピタリティを街並みによって現実のものとしてきました。

社会情勢が大きく変化する中であっても、元町はこれまでも、そしてこれからも、人々の心に残る、オリジナリティ溢れる元町スタイルを継承しながら、先進的な商空間と上質なライフスタイルを発信して行きます。

第2 街づくりの基本方針

1 人の心に訴える美しい街並みの創造

- ①本物志向で質の高い建物をつくり、個性的なファサードを 連続させることによって、街並みそのものが元町の歴史的 財産になるような街づくりを推進します。
- ②壁面線後退によって生まれたアーケード空間を活かし、雨の日でも楽しく歩くことのできる街づくりを推進します。
- ③周辺地域との協働により商業の面的な広がりを図り、回遊性を高める街づくりを推進します。
- ④ライトアップを中心とした優しい照明を整備し、夜も賑わい ある安全な街づくりを推進します。

2 ホスピタリティ溢れる街の醸成

- ①物流の改善により、車との共存もできるバリアフリーを体現した街をつくります。
- ②来街者のためのアメニティ施設や情報設備を充実させ、 お客様が心地よく過ごすことのできる街をつくります。
- ③花や樹木を活かし、季節感とうるおいのある街をつく ります。
- ④国際性豊かな地域環境の中で、訪れる人々に心からのおもてなしを行うとともに、ファッション文化の発信により元町ファンが育つ街をつくります。

3 元町商人スタイルの確立

- ①元町でしか手にすることのできない商品やサービスを全て の店舗が提供することにより、オリジナリティ溢れる元町ス タイルを目指します。
- ②元町のブランドプロミスを守り、後継者の育成と元町商人 としての人格形成に努めます。

第3 街づくりの推進組織

1 本協定を管轄する「協同組合元町エスエス会」(以下、元町エスエス会)は、街づくりの推進と「元町地区地区

- 計画」および本協定の適正かつ円滑な運用を図るために 「街づくり委員会」を設置し、本協定の周知徹底、街の 声の反映、柔軟な対応を心がけます。
- 2 「街づくり委員会」は、元町エスエス会の理事より12名 以内で構成します。
- 3 「街づくり委員会」は、次に掲げる事項について関係者 の意見を集約し、決定・実行するとともに、必要に応じて 公共団体等関係団体・機関と連絡調整を行います。
- ア本協定の内容および適用区域に関すること。
- イ 建物の新築・増改築および改修・改装に伴う事前協 議に関すること。
- ウ 道路等についての改修等の整備、維持管理に関する こと。
- エ その他、本協定区域内の街づくりに関し、必要と認める事項に関すること。
- 4 本協定の改定は、「街づくり委員会」が改定案をまとめ、元町エスエス会の総会で決議することとします。
- 5 「街づくり委員会」は必要に応じて、元町地区内関係者、 公共団体等関係団体・機関および学識経験者、専門家 等の出席を要請し、その意見を聞くことができます。
- 6 元町の各組織間に関係する協議事項が生じた場合、「街づくり委員会」は「元町まちづくり協議会」の召集を要請することができます。
- 7 本協定に定めるもののほか、本協定の運用および組織 について必要な事項は別途定めることとします。

第4 適用区域および対象

1 本協定は、横浜市中区元町一丁目11番地先(みなと みらい線「元町・中華街」駅舎先)より五丁目196番 地先までの元町通りおよび元町通りに直行する通りに面す る区域内において適用されます。

また、本協定は、横浜市中区元町一丁目13番地先より五丁目191番地先までの元町河岸通りにおいても準用されます。

- 2 本協定は、適用区域内における事業者および土地、建 物等の所有者(以下、事業者等)を対象とします。
- 3 本協定の適用区域内において、事業者等が建物の新築・増改築および改修・改装等を行う場合は、元町エスエス会に届出を行った上、「街づくり委員会」の事前協議等を受けてください。協議が必要な事項や手続きの詳細については別途定めます。
- 4 対象となる事業者等は、元町エスエス会に入会するとと もに、街づくりの継続的発展のために、応分の費用負担 をしてください。また、元町河岸通りに面している事業者 等は、元町河岸通り会に加入してください。

街づくり協定(本文)

人の心に訴える、美しい街並みを創造するために

第1 建物の用途について

[主旨•総則]

個性的な専門店の集積が元町らしさの基本です。楽しく ショッピングのできる質の高い街並みの連続が、私たちの財 産となります。

1-1) 共同住宅等

- 1-1-1) 共同住宅等において居住および事務所用途以外で、 特に周辺の風紀を乱すような用途は禁止します。(風俗営 業法第2条第7、8項)
- 1-1-2) 共同住宅等には集約ポストを設置し、ゴミ収集場所を確保してください。
- 1-1-3) 共同住宅等の出入口は、元町通りに面して設置しないこととします。

1-2) ペットショップ

- 1-2-1) 騒音・におい等、近隣への迷惑とならないよう配慮してください。
- 1-2-2) 猛獣・爬虫類等、人に危害を及ぼす可能性のある動物の取扱いは禁止します。

1-3) ホテル・旅館

風紀を乱す恐れのある営業形態のホテル・旅館は禁止しま す。(風俗営業法第2条第6項)

1-4) 金融店舗

消費者金融等の出店を禁止します。

1-5) 駐車場

元町通りに面する1階部分には、駐車場・駐輪場・車路の 設置を禁止します。

1-6) その他

- 1-6-1) 地域住民や事業者等に威圧感を与えたり、危害を及ぼす恐れがある施設は禁止します。
- 1-6-2) 本協定に定めのない事項は、「街づくり委員会」と協議し、必要な措置をとることとします。

第2 建物の形態・意匠について

[主旨・総則]

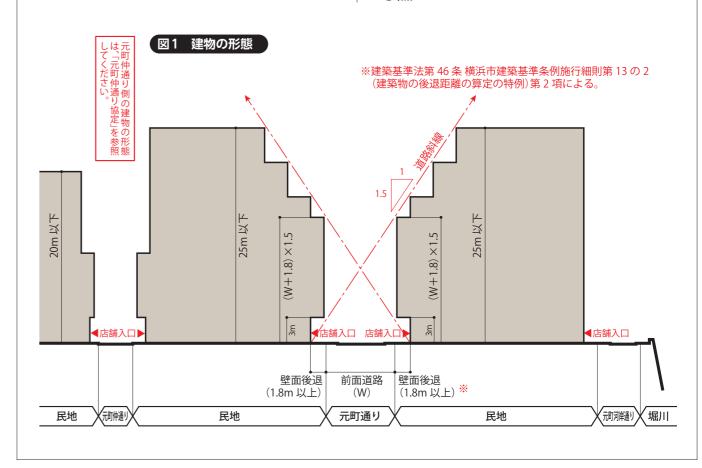
建物の新築・増改築および外壁やショーウィンドウの改修・ 改装等を行う場合、必ず元町エスエス会に届出を行い、「街 づくり委員会」と協議の上、承認を得てください。

建物のコンセプトを明確にし、店舗の個性を最大限生かしつつ、街との調和を図り、本物志向の街「元町」を演出するデザインとしましょう。

元町通りと元町河岸通りまたは元町仲通り双方に面する建物は、双方の通りに店舗の入口を設け、元町全体の賑わいを考慮した形態としましょう。(図1 建物の形態 参照)

2-1) 建物の高さ

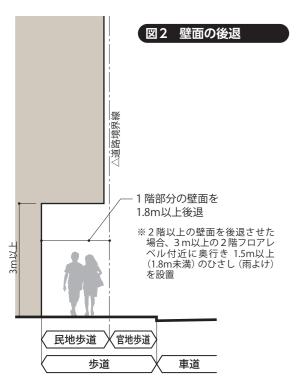
- 2-1-1) 元町仲通りから元町河岸通り間の建物の高さは25 m以下とします。(元町地区地区計画・元町仲通り街並み 誘導地区地区計画・横浜市景観計画 参照)
- 2-1-2)建物の各部分の高さは、前面道路(元町通り)反対側の境界線から当該建物の1階部分の後退距離に相当する距離だけ外側の線からの水平距離の1.5倍以下とし、通りの天空を確保できる形態とします。(図1 建物の形態参照)



元町通り協定

2-2) 壁面の後退

- 2-2-1) 元町通りに面する建物の1階部分は壁面を後退さ せ、雨に濡れないで歩ける歩道を連続的に確保すること とします。
- 2-2-2) 壁面後退指定線は、道路境界線から建物1階壁面ま での距離 1.8 m以上、高さを 3.0 m以上とし、「民地歩道」 として開放してください。民地歩道部分は支柱・柱のない 構造とし、自動販売機や「街づくり委員会」が認めたもの以 外の工作物等の設置は禁止します。
- 2-2-3) 2階以上の建物の壁面を後退させた場合は、連続し た軒下空間を確保するために、高さ3.0m以上の2階フロ アレベル付近に、奥行き1.5m以上のひさし(雨よけ)を設 置してください。(図2 壁面の後退 参照)



2-3) 外壁のデザイン・材質・色

- 2-3-1) 外壁の基調色として使用できる色彩の範囲は図3、 4の通りとします。但し、自然石、レンガ、タイル等の本物の 素材を使用し、「街づくり委員会」の承認を得た場合はこの 限りではありません。
- 2-3-2) 外壁の基調色は、隣り合う建物と対比の強いものや、 金、銀などの光沢のあるものは避け、街並みとの調和がは かれる色彩としましょう。また、ガラスなど透過性の高い素 材が外壁の大半を占める場合、窓貼り広告などで覆ってし まうことのないよう、ディスプレイや店舗内の通りからの見 え方を工夫してください。
- 2-3-3) コーポレートカラーや照明等については、街並みと 調和するよう、事前に十分な協議を行い、「街づくり委員 会」の指導に従ってください。(図3 外壁の基調色に使 用できる色彩の制限/図4 外壁のデザイン・材質・色 参照)

図3 外壁の基調色に使用できる色彩の制限

- マンセル表色系を基準として、色相がR (赤系)、 YR (黄赤系)の場合、彩度2以下
- その他の色相の場合、彩度1以下
- ※P.24 図3 外壁の基調色に使用できる色彩の制限/参照

図4 外壁のデザイン・材質・色

※ P.24 図4 外壁のデザイン・材質・色/参照

2-4) 1階の開口部の扱い

- 2-4-1) ショーウィンドウ等については、店舗ならびに街の個性 が創出できるよう、工夫をしてください。
- 2-4-2) 閉店後もウィンドウショッピングが楽しめるよう、シャッ ター等の形状や位置、デザインを工夫し、ウィンドウ、ショウ ケースの見通しを可能な限り確保してください。

2-5) 夜間照明

- 2-5-1) 夜間も安全で楽しく歩けるように、軒下に照明を設置 し、日没から日の出まで点灯してください。照明の色は暖色 系を推奨し、その照度は80~100ルクスとします。
- 2-5-2) 建物をライトアップするなど、夜間も明るく、建物の個 性を楽しめるような工夫をしましょう。

2-6) 建物等のスカイライン

- 2-6-1) 屋外設備類や住宅の洗濯物等が通りから見えないよ うに、外壁やバルコニーの形状等を工夫してください。
- 2-6-2)山手からの眺望に配慮し、屋上等に設置する設備類 が見苦しいものとならないように工夫してください。また、可 能な限り屋上の緑化にも努めましょう。

2-7) 建物のバリアフリー化

- 2-7-1)「横浜市福祉のまちづくり条例」に定められた基準 を、指定建物以外でも取り入れることを心がけてください。 (横浜市福祉のまちづくり条例 参照)
- 2-7-2) 入口の段差の解消、客用トイレの確保、エレベーター の設置など、ベビーカーや子供連れ、高齢者や障害者にも 使いやすい建物、店舗としてください。

第3 屋外広告物等について

[主旨・総則]

屋外広告物等を新設あるいは改修する場合、必ず掲出の 前に元町エスエス会へ届出を行い、「街づくり委員会」と協議 の上、承認を得てください。

すべての屋外広告物は可能な限り小さくし、原色の多用は 避けながらも、ファッション文化の街にふさわしい専門店として の個性を十分に発揮したデザインを心がけましょう。

歩行者から視認性の高い「軒下看板」のデザインを重視 し、その他の屋外広告物は控えめにすることで、街並みとの 調和を図りましょう。

建物の壁面等を利用して掲出される屋外広告物の照明 は、暖色系の間接照明で原色を使用しないことを基本とし、 地が直接発光する箱型内照式の看板類は禁止します。

自店舗以外、あるいは街づくりに関連するもの以外の宣伝 を目的としたものや、著しく購買欲を煽ったり、風紀を乱すよう な内容の屋外広告物は禁止します。

3-1) 軒下看板

- 3-1-1) 地上からの高さは2.5 m以上、壁面からの後退寸法 は30cm以上、上下寸法50cm×幅1m以内、厚みは可能 な限り薄いものとします。また、地が直接発光する箱型内照 式の看板類は禁止します。
- 3-1-2)数量は原則として一建物1個としますが、一建物複数 店舗などの場合は、「街づくり委員会 | と協議することとしま す。(図5 軒下看板の位置・大きさ 参照)

3-2) 袖看板・バナーフラッグ等

- 3-2-1) 地上からの高さは3.5 m以上、上下寸法4m以内、建 物からの出幅は壁面からlm以内、厚みは可能な限り薄い ものとします。また、地が直接発光する箱型内照式の看板 類は禁止します。(図6 袖看板等の位置・大きさ 参照)
- 3-2-2)数量は原則として一建物1個としますが、一建物複数 店舗や建物の間口が大きいなどの場合は、「街づくり委員 会」と協議することとします。(図7 袖看板等の掲示方法 参照)

3-3) 壁面看板

3-3-1)表示面積は1㎡以内とします。また、全面が発光する 内照式の看板類は禁止します。(図8 壁面看板の大きさ

/ 軒下看板

壁面から

30cm 以上

3-3-2) 数量は原則として一店舗1個としますが、建物の間口 が大きいなどの場合は、「街づくり委員会」と協議すること とします。

3-4) 屋上看板

屋上での屋外広告物の設置は禁止します。

3-5) 置き看板、ディスプレイ類

- 3-5-1) 道路上を使用して掲出する置き看板やディスプレイ類 は禁止とし、「屋外広告物法 | にもとづく違反行為として除 却等の対象となります。(屋外広告物法 参照)
- 3-5-2)自店舗前の民地歩道上で置き看板やディスプレイ 類を設置する場合、事前に元町エスエス会に届出を行い、 「街づくり委員会」の承認を得てください。その場合、一店 舗1個を原則とし、高さ1.2m×幅45cm×奥行き45cm以 内の可動式のもので、建物1階壁面から45cm以内での 設置を守り、特定の期間設置されるものだけを可とします。 承認を得ずに設置されたものは除却等の対象となります。 (図9 置き看板等の位置・大きさ 参照)

3-6) のぼり

壁面から 1m 以下

グ等

のぼりの設置は禁止とします。

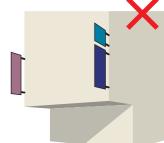
3-7) 窓貼広告・ポスター類

1㎡を越える窓貼広告・ポスター類の掲出は、原則として 禁止します。

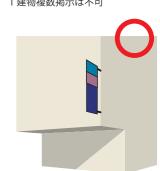
図5 軒下看板の位置・大きさ

図6 袖看板の位置・大きさ

図7 袖看板の掲示方法



1 建物複数掲示は不可



1つの袖看板に複数店舗の表示

図8 壁面看板の大きさ

1m 1/7 To

MOTOMACHI

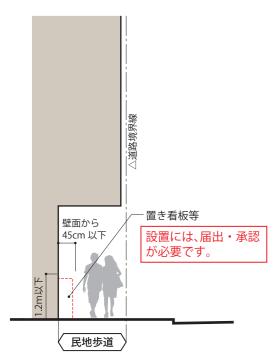
プレート型あるいは帯型看板の場合(表示面積 1 m以下)



- 文字看板の場合(文字の表示面積の合計 1 ㎡以下)

元町通り協定

図9 置き看板の位置・大きさ



3-8) 映像装置類

映像・映写・点滅装置等を通りに向けて設置することは、 禁止します。

3-9) 2階以上の店舗への誘導

2階以上に店舗がある場合、入口付近に屋外広告物が 氾濫することのないよう、専用の案内看板を設けるなど、誘 導の工夫を行ってください。(図10 2階以上の店舗への 誘導 参照)

3-10) テント・日除け類

テント・日除け類を設置する場合、店舗の個性を活かしつつ、建物や街並みとの調和を十分に考慮したものとしてください。

3-11) 白動販売機

自動販売機は、元町通りおよび元町通りに直行する通りに面して設置することを禁止します。

第4 道路及び歩道の取り壊し等について

4-1) 民地歩道を含む道路の掘りかえし等の工事を行う場合

は、事前に元町エスエス会に届出を行い、「街づくり委員会」と協議の上、承認を得てください。

- **4-2)** 「街づくり委員会」は届出の内容について、道路管理者と協議し、必要な助言等を得ることとします。
- 4-3) 工事を行う者は、自己の負担で原状に復するものとします。

ホスピタリティ溢れる街の醸成のために 元町商人スタイルの確立のために

第5 道路及び歩道の使い方について

5-1) 店頭販売

- 5-1-1) 道路上を使用して店頭販売(ワゴンセール等)を行うことは原則として禁止します。
- 5-1-2) 自店舗販売商品と異なる商品をワゴン等で販売する、いわゆる「店頭貸し」は禁止とします。
- 5-1-3) 民地歩道上で店頭販売を行う場合、事前に元町エスエス会に届出を行い、「街づくり委員会」の承認を得てください。その場合、建物1階壁面から90cm以内での設置を守り、特定の期間設置するものだけを可とします。(図11民地歩道上での販売等参照)

5-2) 占用物件(ベンチ、日除け等)等

道路法第32条1項に規定される道路占用物件を設置する場合は、関係する行政機関における所定の手続きの前に「街づくり委員会」の承認を得てください。占用期間を過ぎた場合は放置物と見なし、除却等の対象となります。

5-3) 客寄せ販売

客寄せのために、大音量で音楽を流す、ビラを配る、大声を張り上げる等の行為は禁止します。(「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」「横浜市生活環境の保全等に関する条例」 参照)

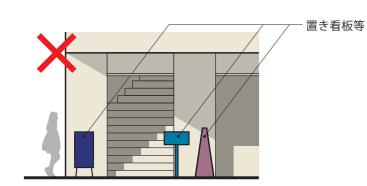
5-4) ゴミ処理

各店舗から出る事業ゴミは、一般廃棄物回収業者に依頼して収集するか、元町エスエス会指定のゴミ袋を購入して、指定曜日・場所に出すこととします。また、前日からのゴミ出しは禁止します。

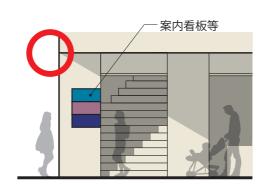
5-5) 街路での荷捌き

元町通りでの荷捌きは原則として禁止します。やむを得ず行う場合は、近隣の迷惑や歩行者の通行の妨げとならないよう、短時間で行ってください。

図10 2階以上の店舗への誘導

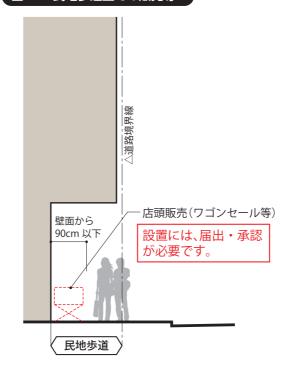


置き看板等の設置は原則として禁止



入口付近の外壁に専用の案内看板を設置

図11 民地歩道上での販売等



第6 街路及び建物の美化について

- **6-1)** 元町通りに植栽された街路樹やプラントボックスの花の 手入れに協力しましょう。
- **6-2)** バルコニーや壁面、店舗範囲を花で飾り、道行く人に安らぎを与えましょう。また花木はいつもきれいに手入れしましょう
- **6-3)**自店舗前の歩車道の清掃は、原則として各店舗にて毎日行ってください。
- 6-4) 落書きは放置せず、速やかな対応を心掛けましょう。

第7 営業時間、定休日について

7-1) 営業時間

夜の賑わいを醸成するため、午後7時以降まで営業してください。また、ウィンドウショッピングを楽しんでいただくため、ウィンドウ内の照明は可能な限り午前0時まで点灯してください。

7-2) 深夜営業

深夜11時以降も営業を行う店舗は、近隣の店舗および住民に対する騒音等に配慮し、風紀を乱さないよう心がけてください。万一、近隣から苦情があった場合は、誠意を持って対応してください。

7-3) 定休日

可能な限り年中無休で営業しましょう。また、定休日を定める場合は、お客様に周知し、必ず店頭に表示をしてください。

第8 街づくり推進への協力について

- **8-1)** 街づくりを推進するために、適用区域内の事業者等は 元町エスエス会へ入会し、街づくりへの協力をお願いしま
- 8-2) 賃貸物件所有者は、その賃貸物件使用者に対して、元

町エスエス会に入会することを賃貸契約上に明記し、会費 等の徴収と支払業務を代行するか、管理会社にその業務 を依頼してください。

第9 防災について

地震・火災等の緊急時は、ヨコハマ元町震災協議会の防災 マニュアルに従ってください。

第10 その他

10-1) 空地・空きビル等

空地・空きビル等になった場合は、速やかに元町エスエス 会に報告し、近隣へ迷惑がかからないよう、本協定の各項 目を遵守し、適切な維持管理をしてください。

10-2) 駐車場・駐輪場の確保と安全性への配慮

- 10-2-1)店主や従業員が通勤に車を使用する場合は、必ず 周辺に駐車場を確保し、近隣および歩行者の安全に配慮 をしてください。
- 10-2-2)元町地区内は全て駐輪禁止区域となっています。通 勤等でバイク、自転車を使用する場合、敷地内あるいは周 辺に必ず駐輪場を確保してください。

附則

本協定は「元町街づくり協定」として昭和60年8月10日より施行されました。

平成15年11月21日、「元町通り街づくり協定」と名称を変更の上、改定。

平成16年1月1日より施行。

平成21年5月27日、一部改定。

平成27年3月10日、一部改定。

令和3年10月13日、一部改定。

元町仲通り協定(元町仲通)地区街づ()協定)

策定・運用=商店街振興組合 元町クラフトマンシップ・ストリート

街づくりの理念

職商人と食商人のまち 600メートル・クラフトマンシップ・ストリート

第1 街づくりの考え方

元町仲通り地区は、恵まれた歴史や文化を身近な遺産として残し、訪れる人々に様々な発見や体験、夢や感動を与え、また住むことにプライドのもてる街づくりを目指します。

歩きながら、おしゃべりしながら、店先を眺めたり、お茶を飲んだり、犬や猫が横切り、草花の香りや美味しそうな食べ物の匂いが漂う、五感に訴える楽しくふれあいのある通りを実現します。

確かな手の技を持つこだわりのお店、長く住み続ける人々、 通りで暮らす様々な人々の生き生きとした個性が、趣と魅力あ る600メートルの街並みをつくり、育て、守っていきます。

第2 街づくりの基本方針

街づくりの目標を実現するために、まちの人々の理解と協力のもと、以下の基本方針に基づき、街づくりを積極的に推進します。

- 1 歴史・文化と地理的条件を生かし、急激に変化させること なく、ゆっくりと成熟し、将来、街並みそのものが財産となる ような街づくり。
- 2 職と住が共存し、人々の息遣いが昼夜感じられる街づくり。
- 3 本物を愛し、つくり手や店主のこだわりを表現できる街づくり。
- 4 快適で親近感あふれる歩行空間と、個性的でありながら調和のとれた街並みを形成する建物によりつくられる街づくり。

第3 街づくりの推進組織

- 1 本協定を管轄する「商店街振興組合 元町クラフトマンシップ・ストリート」(以下、元町CS)は、街づくりの推進と「元町仲通り地区街並み誘導地区地区計画」および本協定の適正かつ円滑な運用を図るために「街づくり委員会」を設置し、本協定の周知徹底、街の声の反映、柔軟な対応を心がけます。
- 2 「街づくり委員会」は、元町CSの理事より9名以内で構成 し、委員長は理事長が指名します。
- 3 「街づくり委員会」は、次に掲げる事項について関係者の 意見を集約し、決定・実行するとともに、必要に応じて公共 団体等関係団体・機関と連絡調整を行います。
- ア 本協定の内容および適用区域に関すること。
- イ 建物の新築・増改築および改修・改装に伴う事前協議 に関すること。
- ウ 道路等についての改修等の整備、維持管理に関すること。
- エ その他、本協定区域内の街づくりに関し、必要とする事項に関すること。

- 4 本協定の改定は、「街づくり委員会」が改定案をまとめ、 元町CSの総会で決議することとします。
- 5 「街づくり委員会」は必要に応じて、元町地区内関係者、 公共団体等関係団体・機関および学識経験者、専門家等 の出席を要請し、その意見を聞くことができます。
- 6 元町の各組織間に関係する協議事項が生じた場合、「街づくり委員会」は「元町まちづくり協議会」の召集を要請することができます。
- 7 本協定に定めるもののほか、本協定の運用および組織に ついて必要な事項は別途定めることとします。

第4 適用区域および対象

- 1 本協定は、横浜市中区元町一丁目33番地先より五丁目 214番地先までの別添の適用区域図の区域において適用 されます。
- 2 本協定は、適用区域内における事業者および土地、建物 等の所有者(以下、事業者等)を対象とします。
- 3 本協定の適用区域内において、事業者等が建物の新築・ 増改築、改修・改装等を行う場合は「街づくり委員会」に事 前協議等の届け出を行うものとします。協議が必要な事項 や手続きの詳細については別途定めます。
- 4 対象となる事業者は、元町CSに加入するとともに、街づくりの継続的発展のために、応分の費用負担をしてください。

街づくり協定(本文)

街並みそのものが財産となるように

第1 建物の用途について

[主旨・総則]

元町の特性を生かし、クラフトマンシップ・ストリートにふさわ しい街づくりを推進するために、極力、物販・飲食・サービス・ 手づくり工房の用途としてください。

1-1) 共同住宅等

- 1-1-1) 共同住宅等において居住および事務所用途以外で、 特に周辺の風紀を乱すような用途は禁止します。(風俗営 業法第2条第7、8項)
- 1-1-2) 共同住宅等には集約ポストを設置し、ゴミ収集場所を確保してください。

1-2) 駐車場

- 1-2-1) 連続した商業の街並みを目指し、通過車両の進入を 少なくし、歩行者の安全性を確保するために、元町仲通り、 水屋敷通り、汐汲坂通りの通りに面した月極駐車場、時間 貸駐車場の設置は原則として禁止します。
- 1-2-2) 遊休地の有効利用として駐車場を設置する場合、同地に建築行為を行うまでの暫定利用であることを条件に容認することがあります。その場合は月極駐車場とし、時間貸駐車場は禁止します。また、地面は舗装し、垣・フェンスや屋根等の工作物を設ける場合は、道路境界線より0.5m以上後退して設置してください。
- 1-2-3) 本協定の適用区域内における駐車場対策については、行政および関連する組織等と協議することとします。

1-3) スーパーマーケット

元町仲通り側を荷捌きの用途のみとせず、個性あるファ サードにしてください。

1-4) ペットショップ

- 1-4-1) 騒音・臭い等、近隣への迷惑とならないよう配慮してください。
- 1-4-2) 猛獣・爬虫類等、人に危害を及ぼす可能性のある動物の取扱いは禁止します。

1-5) その他

- 1-5-1) 地域住民や事業者等に威圧感を与えたり、危害を及ぼす恐れがある用途は禁止します。
- 1-5-2) 本協定に定めのない事項は、「街づくり委員会」と協議し、必要な措置をとることとします。

第2 建物の形態・意匠について

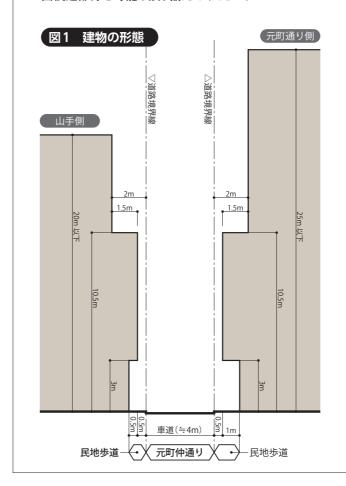
[主旨・総則]

建物を新設あるいは外壁やショーウィンドウの改修・改修等を行う場合、必ず元町CSに届出を行い、「街づくり委員会」と協議の上、承認を得てください。

建物の考え方や街へのメッセージを明示したデザインとしましょう。また、元町仲通りと元町通り双方に面した建物は、双方の通りに店舗の入口を設け、元町全体のにぎわいを考慮した形態としましよう。

2-1)建物の高さ・壁面の位置

元町仲通りに面する建物の建てられる範囲は、図1に定めた通りとします。また、道路境界線の地盤面を基準とした高さ10.5m以下の範囲は、街並みの連続性を考慮し、壁面後退部分を可能な限り揃えてください。



2-2)1階部分の壁面等の再後退

2-2-1) 元町仲通りに面する建物は、将来、連続した歩道空間を確保するために、1階部分の壁面を後退させることとします。

元町仲通

2-2-2)壁面後退指定線は、道路境界線から建物1階壁面までの距離を、元町通り側1.5m以上、山手側1.0m以上、高さを3.0m以上とし、舗装材を滑りにくい素材とした上で、「民地歩道」として開放してください。また、民地歩道部分は支柱・柱のない構造とし、自動販売機や「街づくり委員会」が認めたもの以外の工作物等の設置は禁止します。

2-3) 外壁のデザイン・材質・色

- 2-3-1) 外壁の基調色として使用できる色彩の範囲は「元町 通り街づくり協定」に準じます。但し、自然石、レンガ、タイル 等の本物の素材を使用し、「街づくり委員会」の承認を得 た場合はこの限りではありません。
- 2-3-2) 外壁の基調色は、隣り合う建物と対比の強いものや、 金、銀などの光沢のあるものは避け、街並みとの調和が はかれる色彩としましょう。また、ガラスなど透過性の高い 素材がファサードの大半を占める場合、窓貼り広告などで 覆ってしまうことのないよう、ディスプレイや店舗内の通りか らの見え方を工夫してください。
- 2-3-3)コーポレートカラーや照明等については、街との調和 に配慮できるよう、事前に十分な協議を行い、「街づくり委員会」の指導に従ってください。

2-4) 1階の開口部の扱い

- 2-4-1) ショーウィンドウ等については、店舗ならびに街の個性が創出できるよう、工夫をしてください。
- 2-4-2) 閉店後もウィンドウショッピングが楽しめるよう、シャッター等の形状や位置、デザインを工夫し、ウィンドウ、ショウケースの見通しを可能な限り確保してください。

2-5) 夜間照明

- 2-5-1) 夜間も安全で楽しく歩けるように、軒下に照明を設置し、日没から日の出まで点灯してください。照明の色は 暖色系を推奨し、その照度は80~100ルクスとします。
- 2-5-2) 建物をライトアップするなど、夜間も明るく、建物の 個性を楽しめるような工夫をしましょう。

2-6)建物のスカイライン等

- 2-6-1) 屋外設備類や住宅の洗濯物等が通りから見えないように、外壁やバルコニーの形状等を工夫してください。
- 2-6-2) 山手からの眺望に配慮し、屋上等に設置する設備類が見苦しいものとならないように工夫してください。また、可能な限り屋上の緑化にも努めましょう。

2-7) 建物のバリアフリー化

横浜市福祉のまちづくり条例」における基準を、指定建物以外でも取り入れることを心がけてください。(横浜市福祉のまちづくり条例 参照)

2-7-2) 入口の段差の解消、客用トイレの確保、エレベーターの設置等、ベビーカーや子供連れ、高齢者や障害者にも使いやすい建物、店舗としてください。

2-8) 建物への電気・通信設備等の配線引き込み等

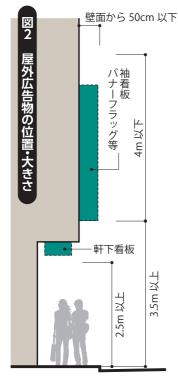
元町仲通りでは、通りの修景を図るために、電線及び 電柱に共架されている有線放送、ケーブルテレビ、その 他通信設備の配線が通りを横断することを禁止します。 但し、交差点部分においてはこの限りではありません。 元町仲通りに面する建物で、元町仲通りの対岸から配線 の引き込みが必要な場合でも、必ず交差点を経由する迂 回配線を行うように、電気・通信事業者に申し送りをしてく ださい。

第3 屋外広告物等について 「主旨・総則」

屋外広告物等を新設あるいは改修する場合、必ず掲出の前に元町CSへ届出を行い、「街づくり委員会」と協議の上、承認を得てください。

クラフトマンシップ・ストリートとしての特色を創出するために、店舗の個性を活かした「絵看板」の設置を推進します。また、すべての屋外広告物は可能な限り小さくし、原色の多用は避けながらも、個性的なデザインを心がけましょう。

建物の壁面等を利用して掲出される屋外広告物の照明は暖色系の間接照明で原色を使用しないことを基本とし、地が直接発光する箱型内照式の看板類は禁止します。



店舗の個性を活かした 絵看板の設置を推進します。

自店舗以外あるいは街づくりに関連するもの以外の宣伝を目的としたものや、著しく購買欲を煽ったり、風紀を乱すような内容の屋外広告物は禁止します。(図2 屋外広告物等の位置・大きさ 参照)

3-1) 袖看板・バナーフラッグ等

地上からの高さは3.5m以上、上下寸法4m以内、建物からの出幅を壁面から50cm以内、厚みは可能な限り薄いものとします。また、地が直接発光する箱型内照式の看板類は禁止します。

数量は原則として一建物1個としますが、一建物複数 店舗や建物の間口が大きいなどの場合は、「街づくり委 員会 | と協議することとします。

3-2) 軒下看板

地上からの高さは2.5m以上とします。また、地が直接発光する箱型内照式の看板類は禁止します。

数量は原則として一建物1個としますが、一建物複数店舗などの場合は、「街づくり委員会」と協議することとします。

3-3) 壁面看板

表示面積は1㎡以内とします。また、全面が発光する 内照式の看板類は禁止します。(図3 壁面看板の大き 参照)

数量は原則として一店舗1個としますが、建物の間口が大きいなどの場合は、「街づくり委員会」と協議することとします。

(文字の表示面積の合計 1 ㎡以下)

3-4) 屋上看板/屋上看板の設置は禁止します。

3-5) 置き看板、ディスプレイ類

- 3-5-1) 道路上を使用して掲出する置き看板やディスプレイ類は禁止とし、「屋外広告物法」にもとづく違反行為として除却等の対象となります。(屋外広告物法 参照)
- 3-5-2)自店舗前の民地歩道上で置き看板やディスプレイ類を設置する場合、一店舗1個とし、高さ1.2m×幅60cm× 奥行き60cm以内の可動式のものとし、可能な限り小さいものとします。また、地が直接発光する箱型内照式の看板類は禁止します。
- 3-6) のぼり/のぼりの設置は可能な限りやめましょう。
- **3-7) 窓貼広告、ポスター類**/1㎡を越える窓貼広告、ポスター類の掲示は、禁止します。
- 3-8) 映像装置類/映像・映写・点滅装置等を通りに向けて設置することは禁止します。
- 3-9) 2階以上の店舗への誘導/2階以上に店舗がある場合、入口付近に屋外広告物が氾濫することのないよう、専用の案内看板を設けるなど、誘導の工夫を行ってください。
- 3-10) テント・日除け類/テント・日除け類を設置する場合、店舗の個性を活かしつつ、建物や街並みとの調和を十分に考慮したものとしてください。

第4 屋上及び街路の緑化について

屋上の緑化に努め、壁面や街路は花で飾り、道行く人々に 心の安らぎを与えましょう。

第5 道路及び歩道の取り壊し等について

- **5-1)** 民地歩道を含む道路の掘りかえし等の工事を行う場合は、事前に元町CSに届出を行い、「街づくり委員会」と協議の上、承認を得てください。
- **5-2)** 「街づくり委員会」は届出の内容について、道路管理者と協議し、必要な助言等を得ることとします。
- 5-3) 工事を行う者は、自己の負担で原状に復するものとします。

第6 自動販売機・お客様利便施設等について

6-1) 自動販売機の設置

6-1-1) 民地歩道部分での自動販売機の設置は禁止します。 その他の場所で設置する場合は、通りに対して見苦しくない ものにし、騒音やゴミの散乱に配慮してください。

6-1-2) 有害図書の販売機は禁止します。

6-2) ベンチ等お客様利便施設の設置

歩行空間を除く民地側で余裕のある店舗は、ベンチ・テーブル等の設置をお願いします。

職と住が共存し、 人のぬくもりを感じる街にするために

第7 オーナーが住むこと

元町仲通り地区は住むことと、商うことの共生を目指した 街づくりを進めています。オーナーは可能な限り所有する建物 へ住むようにしましょう。

第8 迷惑行為の禁止と注意する義務について

- **8-1)** 騒音、臭い等近隣への迷惑とならないようにしましょう。 特に飲食店舗は排気フィルター等の設置をしましょう。
- **8-2)** 店頭販売(ワゴンセール等)は、歩行者や車両の通行の 妨げになる場合は禁止とします。
- 8-3) 客寄せのために、大音量で音楽を流す、ビラを配る、大 声を張り上げる等の行為は禁止します。 (「神奈川県生活環 境の保全等に関する条例」 「横浜市生活環境の保全等に 関する条例」 参照)
- 8-4) 目に余る迷惑行為があった場合は必ず注意しましょう。

第9 営業時間、定休日、深夜営業について

9-1) 営業時間

夜の賑わいを醸成するため、午後7時以降まで営業してください。また、ウィンドウショッピングを楽しんでいただくため、ウィンドウ内の照明は可能な限り午前0時まで点灯してください。

9-2) 深夜営業

深夜11時以降も営業を行う店舗は、近隣の店舗および 住民等に対する騒音等に配慮し、風紀を乱さないことを心 がけてください。万一、近隣から苦情があった場合は、誠意 を持って対応してください。

9-3) 定休日

可能な限り年中無休で営業しましょう。また、定休日を定める場合は、お客様に周知し、必ず店頭に表示をしてください。

本物を愛し、つくり手や店主のこだわりを 表現できる街にするために

第10 クラフトマンシップの店づくりを目指して

オリジナル性や創造性を持ち、質の高い商品と心のこもったサービスを提供できる店づくりをしましょう。

第11 通りに対してオープンな店づくりを

道ゆく人々に店の主張を表現できる店がまえとし、店主とお 客様との会話ができる店づくりをしましょう。

第12 つくることを見せる店づくりを

ものづくりのお店は、1階部分につくり手が見える店づくりをしましょう。

街をつくり、育て、守っていくために

第13 街をつくり、育て、守っていくこと

13-1) 街づくりを推進するために、適用区域内の事業者はもちろんのこと、地権者、建物所有者なども元町CSへ入会し、街づくりへの協力をお願いします。

13-2) 賃貸物件所有者は、その賃貸物件使用者に対して、 元町CSに入会することを賃貸契約上に明記し、会費等 の徴収と支払業務を代行するか、管理会社にその業務を 依頼してください。 元町仲通

第14 街路及び建物の美化を

- **14-1)** 自店舗前の歩車道の掃除は、近隣とお互いに協力し、毎日行ないましょう。
- **14-2)** 通りに設置したプランターなどの花木は、近隣と協力して手入れをしましょう。
- 14-3) 落書きは放置せず、消し取るなど速やかな対応を心がけましょう。

第15 イベントへの積極的な参加を

街のイベントには積極的に参加しましょう。

第16 車両交通の自主規制を

元町仲通りへの車両進入は、可能な限り少なくしましょう。

第17 駐車場・駐輪場の確保と安全性への配慮について

- **17-1)** 住民が使用する車はもちろんのこと、店主や従業員が通勤に車を使用する場合は、必ず周辺に駐車場を確保し、近隣および歩行者の安全に配慮をしてください。
- 17-2) 元町地区内は全て駐輪禁止区域となっています。通 勤等でバイク、自転車を使用する場合、敷地内あるいは周 辺に必ず駐輪場を確保してください。

第18 防災について

地震・火災等の緊急時は、ヨコハマ元町震災協議会の防 災マニュアルに従ってください。

第19 荷捌きの方法について

荷捌きは騒音等で近隣の迷惑とならない時間帯に行なってください。荷下ろし等で路上に停車する場合は短時間で行ない、歩行者や車両の通行の妨げにならないよう注意しましょう。

第20 ゴミ処理について

各店舗から出る事業ゴミは一般廃棄物回収業者に依頼して収集するか、元町CS指定のゴミ袋を購入して、指定曜日・指定場所に出すこととします。また、前日からのゴミ出しは禁止します。

第21 占用物件等について

道路法第32条1項に規定される道路占用物件を設置する場合は、関係する行政機関における所定の手続きの前に「街づくり委員会」の承認を得てください。占用期間を過ぎた場合は放置物と見なし、除却等の対象となります。

第22 空地・空きビル等について

空地・空きビル等になった場合は、速やかに元町CSに報告し、近隣へ迷惑がかからないよう、本協定の各項目を遵守し、適切な維持管理をしてください。

付見

本協定は、平成11年5月26日より施行されました。平成15年11月20日、一部改定、平成16年1月1日より施行。平成21年5月26日、一部改定。平成27年3月12日、一部改定。令和3年9月30日、一部改定。

元町地区に適用されるその他のまちづくリルール

元町地区では、「元町まちづくり協定」以外に「地区計画」などのまちづくりルールが定められており、横浜市へ の手続きが必要となります。

[地区計画]

- ●都市計画法に基づいて定める特定の地区・街区レベル の都市計画です。まちづくりの方針や目標、道路・広場な どの公共的施設(地区施設)、建築物等の用途、規模、 形態などの制限をきめ細かく定めるものです。
- ●元町通りから堀川側一帯は「元町地区地区計画」によっ て、建物の用途や形態・意匠の制限が定められています (P.18参照)。
- ●元町仲通りを中心とした一帯は「元町仲通り街並み誘導 地区地区計画」によって、建物の用途や形態・意匠の制 限が定められています(P.19・20参照)。また、基準を満 たす建築計画は、市の認定によって容積率や道路斜線 制限の緩和を受けることができます(P.21・22参照)。
- ●地区計画の区域内では、下記の行為を行う場合、横浜 市に届出を行う必要があります。
- ①土地区画形質の変更(敷地に土を入れる等の造成工事
- ②建築物等の建設(建物の新築・増改築、建物の位置を動 かす など)
- ③工作物の設置(道路占用物件を設置する、塀、フェンス等 を設ける、電柱を設置するなど)
- ④建築物等の用途の変更(事務所から飲食店へ、車庫か ら物販店へ など)

⑤建築物等の形態又は意匠の変更(外壁の変更、屋根の 葺き替え など)

[景観計画]

元町地区を含む山手地区一帯は、「景観法」に基づく良好 な景観の形成のための方針、建築物の建築等に対する基 準(景観形成基準)を定めています。元町地区内でこれに 該当する行為を行う場合、横浜市に届出を行う必要があり

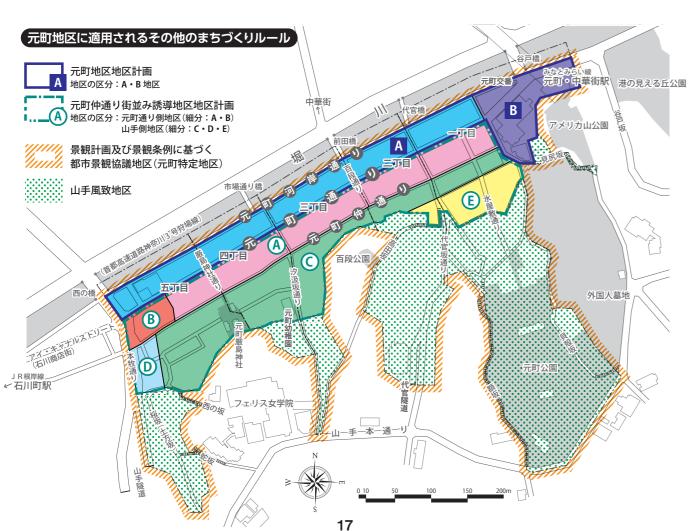
[都市景観協議地区]

「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例(景観条 例) に基づき、都市景観形成行為及び設計の指針を定め ています。元町地区内でこれに該当する行為を行う場合、 横浜市に協議の申出を行う必要があります。

[山手風致地区]

「横浜市風致地区条例」に基づき、緑豊かな生活環境を形 成し、都市の風致を維持するために定める地区です。該当 する区域で建築物等の建築、宅地の造成等、木竹伐採等 を行う場合、横浜市の許可を得る必要があります。

※地区計画等の手続きの詳細については、横浜市の担当部署に お問い合わせください(P.23・24参照)。



元町地区地区計画

元町地区地区計画の区域内では、まちづくりとあいまって、個性的でありながらも全体として調和した魅力的な 街並みを創造し、安全で快適な品格のある街づくりを推進するため、次のルールを定めています。

	名 称	元町地区地区計画
	位 置	横浜市中区石川町及び元町
	面積	約 2.7 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の 目標	当地区は、横浜の代表的な商業地の一つである元町通りと、元町通に平行する堀川沿いの横浜市道元町河岸通線(以下「河岸通り」という。)に面する地区である。 当地区では、都市高速鉄道みなとみらい21線の開通により、さらなる来街者の増加が見込まれており、あわせて各種商業施設の立地が進行中である。 こうした中、本地区計画は、元町通り及び河岸通りに面して建設される建築物等について用途や形態の原則を定めることにより、住民等によるまちづくりとあいまって、商業等と居住の共存する個性的でありながらも全体として調和した、魅力的な街並みを創造し、安全で快適な品格のある街づくりを推進することを目標とする。
	土地利用の 方針	地区計画の目標を実現するため、土地利用の方針を次のように定める。 魅力と賑わいのある商業環境を形成するため、建築物の低層階の元町通りに面する部分に は、店舗、飲食店などの立地を誘導する。
	建築物等の整備の方針	当地区の目標とする街並みを実現するために、必要となる建築物の用途の制限、建築物等の 形態又は意匠の制限について定めるとともに、建築物の用途を次のように誘導する。 1 建築物の1階部分は、元町通りに面して街並みににぎわいをもたらす店舗、飲食店等の用途 とする。 2 永く済み続けるまちとするため、ワンルームマンションが集中することをさけ住宅は原則として 定住を目的としたものとする。

į	地区整備計画 ※地区の区分については、P.17の地図参照					
建築	地区の区分	名称	A 地区	B 地区		
	地区の区方	面積	約1.9 ha	約 0.8 ha		
建築物等に関する事項	建築物の用道制限	金の	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 1階を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供するもの(1階の住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する部分が、廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。) 2 自動車教習所 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場その他これらに類するもの4カラオケボックスその他これに類するもの6自己の使用に供するもの(自己の使用に供するもの(自己の使用に供するものを除く。) 7 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの8 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する建築基準法施行令第130条の9の2で定めるもの	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 1階を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供するもの(1階の住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する部分が、廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。) 2 自動車教習所 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場その他これらに類するもの4カラオケボックスその他これに類するもの5倉庫業を営む倉庫6危険物の貯蔵又は処理に供するもの(自己の使用に供するものを除く。)		
	建築物等の形又は意匠の制		建築物の屋根、外壁その他戸外から望見され に保つため、色彩又は装飾について配慮する			

18

元町仲通り街並み誘導地区地区計画

元町仲通り街並み誘導地区地区計画の区域内では、住民と商人、職人等によるまちづくりにより、商業等と居住の共存する個性的で魅力的な街並みの仲通りを創造するため、次のルールを定めています。

	名	称	元町仲通り街並み誘導地区地区計画
	位	置	横浜市中区石川町及び元町
	面	積	約 3.2 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区標	宮計画の	当地区は、横浜の代表的な商業地の一つである元町通りと、開港以来の歴史と文化を色濃く残す山手の丘に挟まれ、元町通りに並行する横浜市道山下町第396号線及び第398号線(以下、「仲通り」という。)に面する地区である。 当地区では、幅員約4mの仲通りに面して、住宅や作業所などが建ち並び生活感の感じられる街並みを形成しているが、最近では、元町通りに隣接する立地条件を生かして飲食店などの立地が進んでおり、都市高速鉄道みなとみらい21線の開通に伴う来街者の増加も見込まれている。こうした中、開港以来の恵まれた歴史風土や文化を残しながら、魅力ある商業環境を形成すること、街並みを整えるとともに商業等を営む者にとっても地区内での居住の継続を可能とすること、来街者や生活者のために歩行環境を整備すること等が課題となっており、住民と商人、職人等が協力してまちづくりを進めている。 本地区計画では、仲通りに面して建設される建築物等について用途や形態の原則を定めることにより、住民等によるまちづくりとあいまって、商業等と居住の共存する個性的で魅力的な街並みの仲通りを創造することを目標とする。
	土地 方金	封用の t	地区計画の目標を実現するため、土地利用の方針を次のように定める。 (1) 魅力と賑わいのある商業環境を形成するため、建築物の低層階の仲通りに面する部分には、店舗、飲食店、作業所などの立地を誘導する。 (2) 生活感のある街並みを形成しコミュニティを維持するため、仲通りに面する部分は高さ10 m程度で軒が連なる街並みを誘導するとともに、上層階での住宅の建築を可能とする。 (3) 歩行者が快適に回遊できる歩行空間を確保するため、仲通りに面して建築物の壁面を後退する。後退した空間には、障害となる工作物等を設置しないものとし、個々の建築を通じて歩道状に連続するよう整備する。また、車両利用を極力行わないよう誘導する。
	ı · — · ·	動等の 引・誘導 5針	建築物の建替等を通じて当地区の目標とする街並みを実現するために、必要となる建築物の用途、形態等の規制を行う。また、指定容積率の範囲内で建築基準法第68条の3第4項及び同第5項に基づく特定行政庁の認定を運用し、土地の合理的な利用を通じた仲通りの街並みの形成を誘導する。 誘導すべき建築物は以下のとおりとする。 (1) 仲通りに面した建築物の1階部分の壁面は、元町通り側地区では道路境界線から1.5m、山手側地区では1m後退するよう誘導する。敷地の状況によりやむを得ない場合でも0.5m後退する。なお、隣地境界線に面した壁面については、街並みの連続を重視して壁面の位置の制限は設けない。 (2) 建築物の1階部分は、仲通りに面して街並みににぎわいをもたらす店舗、飲食店、作業所等の用途とするよう誘導する。 (3) 仲通りに面した建築物の壁面は、高さ約10mで壁面後退又は意匠上の工夫を行い、街並みに連続性を持たせるよう誘導する。 (4) 永く住み続けるまちとするため、ワンルームマンションが集中することをさけ、住宅は原則として定住を目的としたものとするよう誘導する。 (5) 地区の防災性の向上を図るため、建築物の不燃化を促進する。

19

坩	地区整備計画 ※地区の区分、細分A~Eについては、P.17の地図参照									
建	地区の区分	名称	元町通り	山手側地区						
建築物等		細分	A	B	((E			
		面積	約1.6 ha	約 0.2 ha	約 2.5 ha	約 0.3 ha	約 0.5 ha			
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限		するもの(1階の住宅、共の用に供する部分が、原エレベーターその他これもの及び、元町通りに接して2 自動車教習所3 マージャン屋、ぱちんこ発売所、場外車券売場4 カラオケボックスその他5 倉庫業を営む倉庫6 危険物の貯蔵又は処用に供するものを除く。)7 キャバレー、料理店、ナの他これらに類するもの8 個室付浴場業に係る公	寄宿舎又は下宿の用に供 に同住宅、寄宿舎又は下宿 ず下又は広間の類、階段、 らに類するもののみである ない敷地にあるものを除く。) を屋、射的場、勝馬投票券 その他これらに類するもの これに類するもの 理に供するもの(自己の使	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 自動車教習所 2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3 カラオケボックスその他これに類するもの 4 倉庫業を営む倉庫 5 危険物の貯蔵又は処理に供するもの(自己の使用に供するものを除く。)					
	容積率の最高限度		500%	600%	300%	400%				
	建築物の 敷地面積の 最低限度		30m ² ただし、次のいずれかに該当する土地については、この限りでない。 1 仲通りに接しないもの 2 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 3 本規定が定められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地で本規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば本規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用するもの							
	壁面の位置(制限	の		代わる柱の面から仲通りの の中心線から水平距離2m。			_			
	建築物の高	さの	25	m	20	m				
	最高限度		ただし、仲通りの道路境界線からの距離が2mの区域については、10.5mとする。							
	壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の 土地の区域における工作物の設置の制限			こは、塀、柵、門、看板等のタ ただし、電線地中化に伴う	で通の妨げと	なる工作	_			
	建築物等の対			也戸外から望見される部分 長飾について配慮するものと		告物は、美	規などを良			

20

元町仲通り街並み誘導地区地区計画では

元町仲通り地区では産業等と居住の共存する個性的 で魅力的な街並みの創造を目標としています。この目標を 実現するため、仲通りに面した敷地で建築等を行う場合の ルールは2段階になっています。

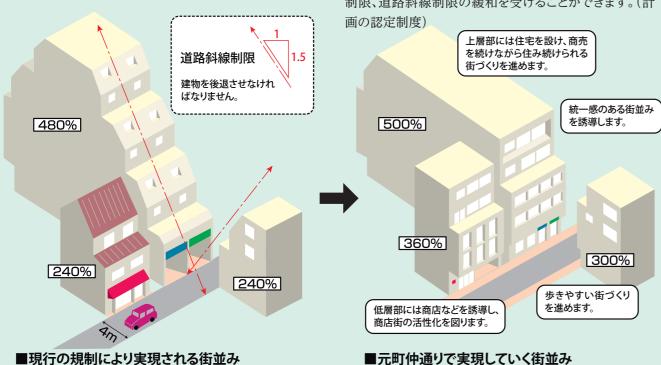
ルールに従って個別の建替えが行われることにより、道 路空間を広げるとともに、連続した街並みが形成されます。

1 必ず守るルール(地区計画の区域内全域)

地区整備計画に定められた制限は、建築確認や開発許 可などの審査基準となっています。

2 誘導する街並みのルール(仲通りに面する敷地)

誘導する街並みの姿をルール化しています。このルール に従って建築物を建てる場合は、道路幅員による容積率 制限、道路斜線制限の緩和を受けることができます。(計



元町仲通り街並み誘導地区地区計画区域内の建築物の認定基準

制限項目	地区の区分	緩和対象となる制限	緩和の範囲	条件			
			容積率360%まで	基準1	_		
			基準容積率+20%まで (最大で指定容積率まで)	基準1、2			
容積率制限	A地区 B地区	前面道路幅員による容積率制限	基準容積率又は360%のいずれか 大きい数値+20%まで (最大で指定容積率まで)	基準1、3		_	
			基準容積率又は360%のいずれか 大きい数値+空地等の面積に相当する 数値まで(最大で指定容積率まで)	基準1、4			
	C地区	前面道路幅員による容積率制限	容積率300%まで	基準1			
	D地区	前面道路幅員による容積率制限	容積率330%まで	基準1			
高さ制限	A地区 B地区 C地区	仲通りからの道路斜線制限	図1に示される範囲内	基準1			
	D地区						

(注)基準容積率: 前面道路(前面道路が2以上あるときは、その幅員の最大のもの)の幅員に6/10を乗じて得た数値

以下の基準について、特定行政庁が必要と認める場合は別途指導を行うことがあります。 また、本地区計画の目的を妨げることがなく、特定行政庁がやむを得ないと認める場合に は、基準1から基準4の規定にかかわらず認定することができます。

- (1) 敷地が、仲通りに接道すること。 建築物に、仲通りからの客用の出入口を設 けること、又は仲通りに面して開口部を設け形態意匠の工夫をこらすこと。
- (2) 外壁の後退と歩道状整備 仲通りに面する建築物の外壁で、路面からの高 さ3m以内の部分については、A地区及びB地区にあっては道路境界から1.5m 以上、C地区及びD地区にあっては道路境界から1m以上後退すること。また、 後退によって生じた空間は路面と連続して歩道状に整備すること。ただし、容積 率制限の緩和を受けない建築物で最高高さが10.5m以下となるものについて街 並みの連続を満たすために必要な場合については、0.5m以上後退し、歩道状 に整備するものとする。
- (3) 街並みの連続 次にいずれかに該当する建築物であること。
- ①仲通りに面する建築物の外壁について、路面からの高さが10mより低い部分 で仲通りの道路境界から後退している距離が、10mより高い部分で後退して いる距離より小さいもの
- ② ①以外のもので、仲通りに面する外壁の路面からの高さ10mの位置に意匠 上のアクセントを設けるもの

ただし、路面からの高さ10mについては隣接する建築物との連続を考慮して弾 力的に運用する。

- (4) 建築物の用途 次の各号を満たす建築物であること。
- ①仲通りに面する一階部分に、店舗、飲食店、作業所、事務所等の用途を含む こと。「仲通りに面する一階部分が、住宅(これに付属する駐車場を含む。) のみからなる場合等には、認定対象となりません。〕
- ②自動車車庫の用途に供する部分の床面積が150m²以下であること。
- ③専有面積が30m²以下の住戸を6戸以上設けないこと。
- (5) 建築物の構造 耐火建築物または準耐火建築物とすること。
- (6) 交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないこと。
- (1) 敷地が、仲通り及び元町通りに接道すること。 建築物に、元町通りからの客 用の出入口を設けるとともに、営業時間内には歩行者が仲通りまで通り抜けで きること。
- (1) 敷地が、仲通り及び仲通りに直交する道路に接道すること。 建築物に、仲 通りに直交する通りからの客用の出入口を設けると、又は仲通りに直交する通 りに面して開口部を設け形態意匠の工夫をこらすこと。
- (1) 仲通りに面して空地や施設を設ける等により、特に仲通り地区の歩行環境の 向上に貢献が大きいものであること。(この場合、当該空地等の面積に相当す

る範囲で容積率の緩和を受けることができる。)

21

22

届出・事前協議手続きの流れ

地区計画 元町まちづくり協定 それ以外の行為については、工事着手の30日以上前に届出を行ってください。地区計画における認定や建築確認申請等の行政手続きが必要な行為の場合は、 景観計画 都市景観協議地区 風致地区 お問い合わせ 地域まちづくりルール 元町自治運営会 電話 045-681-8087 電話 045-641-1557 協同組合 元町エスエス会 お問い合わせ お問い合わせ 商店街振興組合元町クラフトマンシップ・ストリート 電話 045-663-1413 建築局 建築企画課 都市整備局 都心再生課 建築環境担当 届出様式ダウンロード 電話 045-671-2673 電話 045-671-4526 事前相談 事前相談 事前相談 届出 ※1 再検討 事前協議会の開催 計画の内容により 横浜市が参加 承認 承諾書の発行 地域まちづくり ルールの届出 申請書の提出 協議の申出 協議事項・方針の通知 都市景観協議 計画の届出 協議の対応届出 行政手続きが必要ない 行為の場合 **%**2 れらの手続きを開始する30日以上前 計画の適合 協議結果通知 行為の許可 建築確認申請等 各種行政手続き 工事着手

- ※1 出店に伴う屋外広告物等の設置や取り替え、民地歩道上での置き看板の設置や店頭販売、その他各種工事など、 行政手続きが必要ない行為の場合でも、届出・事前協議の手続きが必要です。詳しくは、各協定を担当する組織 にお問い合わせください。
- ※2 元町仲通り街並み誘導型地区地区計画において、認定基準に基づく緩和措置を受ける場合、地区計画に関す る手続きに加えて、計画認定の手続きが必要です。詳しくは、都市整備局 都心再生課にお問い合わせください。

図3 外壁の基調色に使用できる色彩の制限 ■マンセル表色系を基準として、色相がR(赤系)、 YR (黄赤系)の場合、彩度2以下 ● その他の色相の場合、彩度1以下 使用できる色彩の範囲… 赤系 [5R] の場合 青緑系 [5BG] の場合 9.5 8 10 12 14 1 2 4 6 8 10 12 14 1 2 6 [彩度] O 黄赤系 [5YR] の場合 青系 [5B] の場合 [明度] [明度] 8 10 12 14 [彩度] 0 1 2 4 6 8 10 12 14 黄系 [5Y] の場合 青紫系 [5PB] の場合 [明度] [明度] 6 8 10 12 14 [彩度] 0 10 12 14 1 2 4 6 8 黄緑系 [5GY] の場合 紫系 [5P] の場合 95 4 6 8 10 12 14 [彩度] 0 1 2 4 6 8 10 12 14 緑系 [5G] の場合 赤紫系 [5RP] の場合 0 1 2 4 6 8 10 12 14 [彩度] 0 1 2 4 6 8 10 12 14 ※上記のカラーチャートは、マンセル表色系の基本 10 色を参考として示したものです。 図4 外壁のデザイン・材質・色 ●色相 R(赤系)、YR(黄赤系) ●その他の色相の場合、 の場合、彩度2以下 彩度1以下 ●金、銀などの光沢のある素材は ●彩度の高い色彩は ПП П ●ガラスなど透過性の高い 使用不可 素材の場合、窓貼り広告などで

出

·事前協議手続

元町の歴史

1859 (安政 6) 横浜開港 1860 (万延元) 横浜村居住民90戸、「本村」に強制移転/地名を「元町」に

変更人外国人居留地に近接した立地を生かし、外国人向けの商

品や輸入品を扱う商店街として発展

1893 (明治26) 元町大火災により全町が焼失

1923 (大正12) 関東大震災により壊滅的被害を受ける

1945 (昭和20) 横浜大空襲により焼土と化す

1946 (昭和21) 任意団体として商店街準備会発足/地区を2分した2つの町内

1950 (昭和25) 「元町商店街協同組合」設立

1952 (昭和27) 「協同組合元町エスエス会 (Motomachi Shopping Street Associationの略)」に名称変更/2つの町内会を合併して「元町自治運営会」設立

1955 (昭和30) 元町通り、壁面後退線の指定 (横浜市公告第82号)

1961 (昭和36) 秋の謝恩セールを「チャーミングセール」と銘打って実施

1964(昭和39) 根岸線石川町駅開業

1965 (昭和40) 元町通り第1期街づくり (1F壁面後退による歩道空間の創出等) 完成

1966 (昭和41) 各地一流百貨店で元町セールを開催

1967(昭和42) ヨーロッパ主要6大商店街と姉妹ストリート協約を結ぶ/元町通り、一方通行化、駐車可能場所を左側に指定

1971 (昭和46) 元町通り、歩行者天国開始

1972 (昭和47) 神戸元町商店街と姉妹商店街締結/元町プラザオープン

1974 (昭和49) 米サンフランシスコ・ユニオンストリートと姉妹ストリート締結

1984 (昭和59) 堀川上空、首都高速道路神奈川3号狩場線供用開始

1985 (昭和60) 元町通り第2期街づくり (電線類地中化・ボンネルフ型街路・フェニックスアーチ等) 完成/「元町街づくり協定」策定

1986 (昭和61) モトマチライトフェニックスによる交通誘導開始

1994 (平成 6) 「元町仲通り会」発足

1995 (平成 7) 「元町河岸通り会」発足

1999 (平成11) 「元町仲通り街並み誘導地区地区計画」都市計画決定

2000 (平成12) 元町仲通り「インターナショナルフードフェア」 開始 (後の元町 クラフトマンシップ・ストリートフードフェア)

2003 (平成15) 「元町地区地区計画」都市計画決定/「元町まちづくり協定」 (元町町づくり協定・元町通り街づくり協定・元町仲通り地区街づくり協定)策定/「元町まちづくり協議会」設立/元町公式ルールブック発行

2004 (平成16) 元町通り第3期街づくり (ホスピタリティ向上、バリアフリー化等) 完成/みなとみらい線元町・中華街駅開業

2005 (平成17) 元町仲通り会法人化 (「商店街振興組合元町クラフトマンシップ・ストリート」 設立)

2006 (平成18) 元町仲通り・水屋敷通り・代官坂通り・汐汲坂通り等街路整備事業完成

2007 (平成19) 「元町震災連絡協議会」設立

2009 (平成21) 元町まちづくり協定の見直しに関する検討会議/横浜市地域まちづくり推進条例による「地域まちづくりルール」認定/元町公式ルールブック ver.2 発行

2013 (平成25) 元町河岸通り街づくり検討会開始

2014 (平成26) 元町まちづくり協定検討会議/地域まちづくりルール再認定

2015 (平成 27) 元町公式ルールブック ver.3 発行/元町オアシス (パウダールーム) 完成

2020 (令和元) 元町通り第4期街づくり (元町パークレット、歩行者環境の改善等)

2021 (令和 3) 元町河岸通り地域緑のまちづくり事業実施

2022 (令和 4) フェニックスアーチ「第2回横浜サイン賞」受賞/元町公式ルールブック ver. 4 発行



明治中頃の元町。美術商、カーペット商、絵葉書屋、薬 屋が立ち並ぶ



横浜大空襲で焼け野原となった元町。ジェターノ・フェー レイス (著) マッカーサーの見た焼跡より 文芸春秋 1983



昭和30年代 対面交通で混雑する元町商店街



昭和40年 壁面後退完成の祝賀パレード



昭和60年 フェニックスアーチ完成



チャーミングセールで賑わう元町(現在)



横浜元町まち並みデザインアワード

横浜元町は、質の高いまち並みが「まちの財産」であるとし、「元町まちづくり協定」に基づくまちづくりを進めています。その財産を将来へと受け継ぎ、まち並みの維持向上に努めると同時に、時代の変化に柔軟に対応した良質な建物、ファサードデザインを選び出し、これを顕彰する「横浜元町まち並みデザインアワード」を実施しています。この顕彰を通じて、元町の個性的でありながらも調和のとれたまち並みの魅力を内外に発信するとともに、元町に住む人、商う人、働く人全てに「元町まちづくり協定」への理解を深めていきます。

《選考対象》

元町地区内におけるまち並みを構成する要素(建物あるいは建物群のファサードデザイン及びそれらと一体となった外構、 工作物等のデザイン)の内、以下の条件に適合した物件を対象としています。

- ①「元町まちづくり協定」に適合した物件であること
- ② 物件を所有(または利用)する主体が「元町自治運営会」「協同組合元町エスエス会」「商店街振興組合元町クラフトマンシップ・ストリート」「元町河岸通り会」のいずれかに入会していること
- ③ 選考を行う年度及びその前年度内に竣工した物件であること

